

令和4年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年5月30日（月）

議 事 日 程（第1号）

令和4年5月30日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号））
- 報告第 8 号 令和3年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9 号 令和3年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 10号 令和3年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 11号 令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 12号 令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 56号 常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 57号 市道0139号線工事等委託契約について
- 議案第 58号 常陸太田市道路線の廃止について
- 議案第 59号 常陸太田市道路線の変更について
- 議案第 60号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 61号 令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第3号ないし報告第12号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第56号ないし議案第60号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第61号（提案理由説明）
-

出席議員

14番	川又照雄	議長	5番	藤田謙二	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	11番	高星勝幸	議員
12番	成井小太郎	議員	13番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
石川八千代	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
武藤範幸	総務部長	岡部光洋	企画部長
高木道安	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
岡田和也	農政部長	根本晋	商工観光部長
高橋学	建設部長	柴田雅美	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	大関正幸	消防長
西野保	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
綿引久雄	秘書課長	井坂光利	監査委員

事務局職員出席者

根本勝則	事務局長	富田弘明	次長兼議事係長
------	------	------	---------

午前10時開会

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和4年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

6番	深谷涉	議員	18番	宇野隆子	議員
----	-----	----	-----	------	----

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

去る4月15日、常陸大宮市において、県北市議会議長会が、同じく18日、水戸市において、茨城県市議会議長会が、同じく27日、千葉市において、関東市議会議長会が、また、5月25日に東京において、全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、令和4年3月22日付で、神奈川県大和市中央2-1-15、5階、大和法律事務所内、女性スペースを守る会、LGBT法案における性自認に対し慎重な議論を求める会共同代表、飯野香里氏、井上恵子氏、永田マル氏、山田響子氏から、女性トイレの維持及びその安全安心の確保に関する陳情が、また、令和4年4月11日付で東京都千代田区平河町2-6-4、海運ビル、海事振興連盟会長、衛藤征士郎氏から国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情が、また、令和4年5月9日付で、さいたま市大宮区1-4-4、「辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会」代表、大庭和雄氏から沖縄を「捨て石」にしない、安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情がお手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和3年度定期監査報告書、令和4年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	宮 田 達 夫 君	副 市 長	田 中 慈 和 君
教 育 長	石 川 八 千 代 君	政策推進室理事	綿 引 誠 二 君
総 務 部 長	武 藤 範 幸 君	企 画 部 長	岡 部 光 洋 君
市民生活部長	高 木 道 安 君	保健福祉部長	柴 田 道 彰 君
農 政 部 長	岡 田 和 也 君	商工観光部長	根 本 晋 君
建 設 部 長	高 橋 学 君	会 計 管 理 者	柴 田 雅 美 君
上下水道部長	畠 山 卓 也 君	消 防 長	大 関 正 幸 君
教 育 部 長	西 野 保 君	農業委員会事務局長	榊 一 行 君
秘 書 課 長	綿 引 久 雄 君	監 査 委 員	井 坂 光 利 君

以上、18名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○川又照雄議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 皆さん、おはようございます。令和4年第3回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜りまして、ありがとうございます。日頃、議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営に格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

まず、公共下水道事業執行における不適切な対応に関しまして、大型バキューム車等の作業等によりご迷惑をおかけしております四季の丘はたそめの方々はもとより、議会、市民の皆様にも大変申し訳ない事態となりましたことについて、市長として、また、上下水道事業管理者として、ここに改めまして心よりおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

地元町会には、昨日、説明会を開催し、様々なご意見をいただきましたが、今後は一刻も早く抜本的解決に向けて、調査・検討を行ってまいります。

なお、本件に関係した職員につきましては、ヒアリングが終了いたしましたので、職員処分審査委員会における審査を踏まえ、早急に処分方針を決定してまいります。

さて、今年のゴールデンウィークは3年ぶりに行動制限のない連休となりました。当該期間における本市の観光施設等への入込客数につきましては、約4万人を数え、竜神大吊橋には鯉のぼりまつりを再開したこともあり、約2万5,000人の観光客でにぎわいました。また、道の駅ひたちおおたにおきましても、約3万人が来場し、復調の兆しが見られたところでございます。本市への団体バスツアーにつきましても徐々に回復の傾向にあり、5月、6月における本市の団体旅行誘致促進助成事業の申請件数は7件でございました。また、竜神大吊橋における5月中のバス台数は、いば旅あんしん割を中心に、60台とコロナの前の水準に戻りつつございます。

また、外国人観光客の受入れ再開に向けた実証実験が国内各地で行われましたが、5月26日には竜神大吊橋にハワイの旅行会社の関係者4名が来訪したところでございます。今後につきましては、6月からの外国人入国者数上限の引上げに伴うインバウンドの増加を視野に、国、県の動向を注視し、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底しながら、インバウンドに対応した事業の推進と市内経済活性化に向け、最大限の努力をしてまいります。

次に、本市における新型コロナワクチンの4回目の接種につきましては、3回目の接種を終了した方のうち、5か月以上が経過をした60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方など、合わせまして2万5,000人を対象に、6月14日から接種を開始いたします。

続きまして、3月の市議会定例会以降の主要事項につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、峰山小学校及び金砂郷小学校の開校についてでございます。4月7日に両校のはじめの入学式が行われ、峰山小学校には64名、金砂郷小学校には37名の新入生が入学をいたしました。私も学校設置者として峰山小学校の入学式へ参列をさせていただきましたが、初々しい1年生の姿を拝見し、楽しく、充実した小学校生活が送れますよう心から願ったところでございます。

次に、包括連携協定の締結についてでございます。今月24日、明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結いたしました。本協定の締結により、同社の事業活動や社会貢献活動等を通

じて培かれた知見やノウハウを提供していただくことにより、本市が進める諸施策をより効果的に推進できるものと期待をしております。

今回の協定では、環境保全・SDGsに関すること及び健康増進・フレイル予防に関することの2点を特記し、同社の支援を受けながら、本市が取り組む「カーボンニュートラル」及び「長生き上手常陸太田」をキャッチフレーズとするフレイル予防対策を強力に推進してまいります。

次に、市立中学校における修学旅行の再開についてでございます。関西方面への修学旅行につきましては、令和2年度から新型コロナウイルス感染予防対策のため、中止としておりましたが、本年度は3年ぶりに再開することとし、6月初旬から順次催行をしております。修学旅行出発前3日間はオンラインによる自宅学習とするなど、生徒同士の接触機会を低減し、感染防止対策を徹底してまいります。市内の中学生には、修学旅行の再開により、貴重な体験と、級友との楽しい思い出を作ってほしいと願っております。

続きまして、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますけれども、一般会計補正予算等に関する専決処分の承認を求める報告5件、繰越明許繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告5件、条例の一部改正1件、工事等委託契約1件、市道の廃止、変更、認定3件、一般会計補正予算1件、合わせまして16件でございます。

また、議会最終日に、補正予算2件及び条例の一部改正1件を追加する予定でございます。

補正予算につきましては、原油価格・物価高騰対応事業に係る一般会計補正予算及び下水道事業等会計補正予算でございます。

条例の一部改正につきましては、公共下水道事業における不適切な対応の引責として、まずは、特別職の給料を減額するため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長より説明をさせていただきます。

議員の皆様には、慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月10日まで12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日まで12日間と決定いたしました。

日程第2 報告第3号ないし報告第12号

○川又照雄議長 次、日程第2、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号））、報告第8号令和3年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第9号令和3年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第10号令和3年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第11号令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書について、報告第12号令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について、以上10件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。私からは、報告第3号から報告第9号までの7件につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

1枚おめくり願います。

2ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」等の一部改正に伴い、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

改正内容が多岐にわたるため、主な改正点について、本日お配りしておりますA4縦長の資料、令和4年第3回市議会定例会報告第3号資料、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例の概要により、ご説明いたします。

改正は2条でございます。

1の改正条例第1条関係は、個人市民税、固定資産税の2点に係る改正でございます。

2の改正条例第2条関係につきましては、資料下段の個人市民税に係る改正でございます。

初めに、1の改正条例第1条関係の（1）個人市民税の改正内容についてご説明いたします。

①住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長をご覧願います。

住宅ローン控除の適用期限について、令和3年末までの入居者を対象としていたものを4年延長し、令和7年末までとするものでございます。

なお、適用年の各年において所得税から控除し切れない額は、引き続き個人市民税から控除するもので、この措置による市の減収分につきましては、特別交付税として補填されます。

続きまして、固定資産税の改正内容をご説明いたします。

資料中段の（２）固定資産税，①土地に係る固定資産税等の負担調整措置をご覧願います。

この負担調整措置は，景気回復に万全を期するため，課税標準額が増加する商業地等の固定資産税について，令和４年度に限り，上昇幅を５％から２．５％に半減させる措置を講じるものでございます。

図１，特例措置による令和３年度と令和４年度の税額の動きをご覧願います。

図にございますように，令和３年度におきましては，評価替えに伴い，課税標準額が増加する全ての土地について前年度の課税標準額を据え置き，令和２年度と同額とする措置が講じられておりましたが，令和４年度におきましては，商業地等に限り，課税標準額の上昇幅を２．５％とする措置でございます。

次に，下段の２の改正条例第２条関係に係る改正でございます。

まず，①令和３年改正条例第１条のうち第１８条の３の３について改正するものでございます。改正内容といたしましては，「所得税法」の改正に伴う規定の整理を行うものでございます。

次に，②令和３年改正条例附則第２条のうち第３項について改正するものでございます。

改正内容といたしましては，市民税に関する経過措置について規定の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが，議案書にお戻り願います。６ページをお開き願います。

下段の附則でございますが，本条例は本年４月１日から施行するものでございますが，第１号については令和５年１月１日，第２号は令和６年１月１日，第３号は「民法等の一部を改正する法律」の施行日に施行するものでございます。

７ページ中段の第２条から８ページの第４条までにつきましては，納税証明書，市民税，固定資産税に関する経過措置を規定いたしました。後ほどご覧おき願います。

報告第３号は以上でございます。

大きく飛びまして，２６ページをお開き願います。

報告第４号は，専決処分の承認を求めることについてでございます。

１枚おめくり願います。

２７ページに専決処分書の写しがございますが，「地方税法」等の一部改正に伴い，常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について本年３月３１日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては，新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが，２９ページをお開き願います。

今回の改正は，附則の改正でございます。上段の附則第２項から第４項でございますが，「地方税法」附則第１５条の改正に伴い生じた条項のずれを整理するものでございます。

下段の左側改正案の附則第６項でございますが，報告第３号でご報告した固定資産税と同様に，商業地等の上昇幅の上限を５％から２．５％に半減させる措置を令和４年度に限り講じるものでございます。

３０ページをお開き願います。

中段以降の左側改正案の附則第14項及び附則第15項でございますが、「地方税法」附則第15条第44項の新設や項ずれを整備等するものでございます。

本条例についても、本年4月1日から施行するものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして、32ページをお開き願います。

報告第5号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

1枚おめくり願います。

33ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法施行令」等の一部改正に伴い、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、35ページをお開き願います。

上段の第2条は、国民健康保険税の課税額でございます。第2項におきまして、右側現行の欄、基礎課税額の課税限度額「63万円」を、左側改正案のとおり「65万円」に改めるものでございます。

同じく第3項では、右側現行の欄、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額「19万円」を、左側改正案のとおり「20万円」に改めるものでございます。

続きまして、下段の附則第2項でございますが、「地方税法施行令」等の一部改正に伴う条文の整理でございます。

恐れ入りますが、34ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置でございますが、本条例は本年度以後分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

報告第5号は、以上でございます。

続きまして、議案書の37ページをお開き願います。

報告第6号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書を1枚おめくり願います。

38ページに、専決処分書の写しがございますが、新型コロナウイルスワクチン追加接種に係る予算措置について、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）を本年5月13日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、本年4月28日付、厚生労働省からの事務連絡により、高齢者等への4回目となる新型コロナウイルスワクチン追加接種の接種体制を早急に整えるよう要請があったこと、並びに同じく3月25日付、厚生労働省からの通知により、12歳から17歳までの方への3回目となる新型コロナウイルスワクチン追加接種の接種体制を早急に整えるよう要請があったことに伴うものでございます。

補正の内容につきましては、恐れ入りますが、40ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,002万7,000円を追加し、総額を248億6,202万7,000円としたものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、45ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の15款1項国庫負担金6,102万4,000円及び2段目の15款2項国庫補助金90万3,000円の補正につきましては、今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございますが、別途資料でご説明させていただきます。恐れ入りますが、A3縦長の資料、令和4年第3回市議会定例会、報告第6号、第7号、議案第61号資料、新型コロナウイルス感染症対策補正予算概要をご覧ください。

1段目の報告第6号一般会計補正予算（第2号）新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

予算措置は、4款1項2目予防費に10節需用費から12節委託料まで合わせまして7,002万7,000円を追加したものでございます。

表の右側、事業内容をご覧ください。

高齢者等への追加接種（4回目接種）及び12歳から17歳までの方への追加接種（3回目接種）を実施するため、接種体制を整備するものでございます。

1の高齢者等への追加接種（4回目接種）でございます。

（1）の対象者は、3回目の接種から5か月以上経過した60歳以上の方2万3,000人、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方2,000人を見込みました。

（2）の接種場所は市内医療機関及び高齢者等入所施設、（3）の接種期間は令和4年9月30日までを予定しております。

2の12歳から17歳までの方への追加接種（3回目接種）でございます。

（1）の対象者は、2回目の接種から6か月以上経過した12歳から17歳までの方1,800人を見込みました。

（2）の接種場所は市内医療機関、（3）の接種期間は令和4年9月30日までを予定しております。

報告第6号は以上でございます。

続きまして、議案書にお戻りいただき、47ページをお開き願います。

報告第7号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書を1枚おめくり願います。

48ページに専決処分書の写しがございますが、低所得の子育て世帯に対します子育て世帯生活支援特別給付金を迅速に支給するため、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）を

本年5月20日付で専決処分させていただきました。

今回の補正につきましては、本年4月28日に閣議決定された子育て世帯生活支援特別給付金の支給実施につきまして、同年5月16日及び17日付で交付額の内示があったことに伴うものでございます。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、50ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,784万円を追加し、総額を248億9,986万7,000円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、55ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金の補正としましては、右側説明欄の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、ひとり親世帯及びひとり親世帯以外分に係るそれぞれ事業費及び事務費合わせまして3,784万円を今回の補正の財源として追加したものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、別途資料でご説明させていただきます。恐れ入りますが、先ほどご覧いただいたA3縦長の資料、新型コロナウイルス感染症対策補正予算概要をご覧ください。

2段目の報告第7号一般会計補正予算（第3号）、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業でございます。

予算措置は、3款2項3目児童措置費に、3節職員手当等から12節委託料までの事務費及び18節負担金、補助及び交付金合わせまして3,784万円を追加したものでございます。

表の右側、事業内容欄をご覧ください。

国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策によりまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、特別給付金を支給するものでございます。

まず、ひとり親世帯への支援でございますが、支給対象見込み者は275世帯で、内訳は（1）の本年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方246世帯、（2）の公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方16世帯、（3）の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方13世帯、支給額は児童1人当たり一律5万円を支給するものとし、支給開始時期は、（1）の方は6月上旬、（2）及び（3）の方は申請受け付け後、順次支給を行ってまいります。

次に、ひとり親世帯以外の世帯への支援でございますが、支給対象見込み者は220世帯で、内訳は、（1）の本年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方又は新規で認定を受けた方であって、本年度分の住民税均等割が非課税である方166世帯、（2）の今年度中に16歳から18歳に到達する児童のみを養育している方で、本年度分の住民税均等割が非課税である方44世帯、（3）の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、

本年度分の住民税均等割が非課税となる水準に下がった方10世帯、支給額は児童1人当たり一律5万円を支給するものとし、支給開始時期は、(1)の方は6月下旬、(2)及び(3)の方は申請受け付け後、順次支給を行ってまいります。

報告第7号は以上でございます。

続きまして、議案書にお戻りいただき、60ページをお開き願います。

報告第8号は、令和3年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和3年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書を1枚おめくり願います。繰越計算書でございます。

国の補正予算に基づくもの、関係機関等との調整に日時を要したもの、新型コロナウイルス感染症の影響により資機材の納品に日時を要したもの、さらには国補助の採択に伴い新年度事業として実施するものなど、3月の定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、2款3項の番号制度導入事業から62ページの9款6項の新体育館整備事業までの19事業のうち18事業、資料中段あたりにございます翌年度繰越額に記載のとおり、合計8億6,605万6,106円について、令和4年度に繰り越すものでございます。

報告第8号は以上でございます。

続きまして、63ページをご覧ください。

報告第9号は、令和3年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。

令和3年度常陸太田市一般会計予算事故繰越しに係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第150条第3項の規定により、報告を行うものでございます。

議案書を1枚おめくり願います。事故繰越し繰越計算書でございます。

令和2年度から令和3年度へ繰り越しました市道0139号線整備事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により建築資材の入荷が遅れ、家屋の年度内移転が困難となり、事業の進捗が遅れたことによりまして、資料中段、翌年度繰越額に記載の3億3,862万4,016円を令和4年度に繰り越すものでございます。

報告第9号は以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 報告第10号から報告第12号までの3件につきまして、提案者に代わりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の65ページをお開き願います。

報告第10号は、令和3年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和3年度常陸太田市水道事業会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3

項の規定により報告をするものでございます。

66ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1款資本的支出、1項建設改良費の増圧ポンプ場設備更新工事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により半導体等の部材不足が発生し、増圧ポンプ盤の納品に遅れが生じることとなり、年度内完了が困難となったため、3,387万2,000円を繰り越したものでございます。

具体には、下大門増圧ポンプ場の増圧ポンプ更新工事でございます。

報告第10号は以上でございます。

続きまして、67ページをお開き願います。

報告第11号は、令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和3年度常陸太田市簡易水道事業会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により、ご報告をするものでございます。

68ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1款資本的支出、1項建設改良費の県関連配水管布設替工事につきましては、関連する県施行の道路改良工事の繰越しに伴う工期延長のため、304万2,000円を繰り越したものでございます。

具体には、県が施行しております市内里川町地内の県道北茨城大子線の道路改良工事に伴う配水管布設替工事でございます。

報告第11号は以上でございます。

続きまして、69ページをお開き願います。

報告第12号は、令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書についてでございます。

令和3年度常陸太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて、「地方公営企業法」第26条第3項の規定により、ご報告をするものでございます。

70ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

「地方公営企業法」第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1行目の1款資本的支出、1項建設改良費の雨水幹線整備工事につきましては、東部土地区画整理事業地内の隣接工事との工事搬入路等の調整に不測の日数を要したことにより、年度内完了が困難となったため。また、国の第1次補正の社会資本整備総合交付金を活用しての事業として、工期不足により年度内着工が困難なため、3億6,655万3,000円を繰り越したものでございます。

具体に申しますと、東部土地区画整理事業に伴う雨水幹線の整備工事でございます。

続きまして、2行目の那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきましては、負担金を支払うべき県施工工事が繰越しとなったため、515万7,000円を繰り越したものでございます。

具体には、茨城県が施行いたします那珂久慈流域下水道建設工事に対します本市の負担金でござ

ざいます。

報告第10号から報告第12号に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第56号ないし議案第60号

○川又照雄議長 次、日程第3、議案第56号常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第57号市道0139号線工事等委託契約について、議案第58号常陸太田市道路線の廃止について、議案第59号常陸太田市道路線の変更について、議案第60号常陸太田市道路線の認定について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 議案書の71ページをお開き願います。

議案第56号は、常陸太田市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

恐れ入りますが、お配りしてございますA4縦長の議案第56号資料をご覧ください。

内容としては、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が令和4年4月6日に公布、同日施行されたことに伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を国に準じて引き上げるものでございます。

今回の改正は3点ございます。

1点目は、資料中ほど（1）選挙運動用自動車の使用の公費負担の単価の改正でございます。自動車借入れ、いわゆるレンタカーのことでございますが、1日当たりの現行単価を300円引き上げ1万6,100円に、燃料費の1日当たりの現行単価を140円引き上げ7,700円にするものでございます。

2点目は、（2）選挙運動用ビラの作成の公費負担の単価の改正でございまして、1枚当たりの現行単価を22銭引き上げ、7円73銭にするものでございます。

3点目は、（3）選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の改正でございまして、1枚当たりの現行単価を15円31銭引き上げ、541円31銭にするものでございます。

施行期日については公布の日から施行し、公布日以降に告示される選挙から適用するものでございます。

議案第56号は以上でございます。

続きまして、議案書の77ページをお開き願います。

議案第57号は、市道0139号線工事等委託契約についてでございます。

本年5月6日に茨城県と仮契約を行いました市道0139号線工事等委託契約について、契約を締結するため、「地方自治法」第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

委託契約の内容ですが、2の契約の方法は随意契約、3の契約の金額は1億6,000万円、4の契約の相手方は茨城県知事、大井川和彦でございます。

1枚おめくりいただき、78ページをお開き願います。

委託内容の概要でございます。

委託場所は常陸太田市幡町から日立市金沢町地内、委託内容は道路関係としまして、高貫町地内の道路改良舗装工事、橋梁関係としまして、亀作町地内の橋梁下部工事及び委託関係としまして、環境調査に関する業務でございます。

79ページに全体の平面図がございますので、後ほどご覧おき願います。

続きまして、議案第58号、第59号及び第60号でございますが、今回、東部土地区画整理事業に伴い、現況の市道路線を整理するため、それぞれ廃止、変更、認定を行うものでございます。

関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の80ページをお開き願います。

議案第58号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。

1枚おめくり願います。

廃止対象の市道、5路線でございます。

議案書の82ページをお開き願います。

議案第59号は、常陸太田市道路線の変更についてでございます。

1枚おめくり願います。

市道の一部廃止による終点の変更を予定しております変更対象の市道2路線でございます。

議案書の84ページをお開き願います。

議案第60号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。

1枚おめくり願います。

新たに認定対象となる市道、3路線でございます。

5442号線は、議案第58号で廃止する5428号線の付け替えに伴い認定するもの、5443号線は、東部土地区画整理事業地内に新設する路線を認定するもの、5444号線は、議案第58号で廃止します5430号線の付け替えに伴い認定するものでございます。

なお、別冊の資料としまして、市道路線の位置図と廃止・変更・認定図を作成してございます。タブレットへの配信のほか、冊子として各会派及び無会派に1冊ずつお配りしておりますので、恐れ入りますが、後ほどご覧おき願います。

議案第58号、第59号、第60号については、以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第61号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第61号令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔田中慈和副市長 登壇〕

○田中慈和副市長 恐れ入りますが、別冊、横長の議案書、令和4年第3回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧ください。

1枚おめくり願います。

議案第61号は、令和4年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）でございます。

1枚おめくりいただき、1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,058万9,000円を追加し、総額を249億3,045万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の15款1項国庫負担金107万7,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします住居確保給付金支給事業の財源として、追加するものでございます。

2段目の15款2項1目総務費国庫補助金2,278万4,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたしますエネルギー構造高度化・転換理解促進事業の財源として追加するものでございます。

同款同項2目民生費国庫補助金636万9,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の財源として追加するものでございます。

3段目の19款繰入金の補正につきましては、今回の補正の財源として、財政調整基金からの繰入金35万9,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正につきましては、後ほど別途資料により一括してご説明させていただき、一般の補正につきまして補正予算書によりご説明致します。

恐れ入りますが、7ページをご覧ください。

上段の2款総務費2,278万4,000円の補正につきましては、本市が取り組んでおりますカーボンニュートラルの推進をさらに加速するため、経済産業省が実施するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業を活用して、公共施設や市有地等における再生可能エネルギー等導入の可能性や利活用等について調査・研究を実施するもので、本年3月18日付で事業が採択されたことにより追加するものでございます。

一般分の補正につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、先ほどご覧いただきましたA3縦長の資料、新型コロナウイルス感染症対策補正予算概要の裏面をご覧ください。

議案第61号一般会計補正予算（第4号）でございます。

1は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業でございます。

予算措置は、3款1項1目社会福祉総務費に、10節需用費及び11節役務費の事務費並びに18節負担金、補助及び交付金合わせまして636万9,000円を追加するものでございます。

表の右側、事業内容欄をご覧ください。

国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、昨年6月から実施しております新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給につきまして、申請の受け付け期限が本年6月末から8月末まで延長されたこと並びに求職活動要件が緩和されたことに伴いまして、申請者の増加が見込まれますことから追加をするものでございます。改正箇所につきましては、太字二重下線でお示ししているところでございます。

次に、2の一月当たりの支給額及び見込み世帯数をご覧ください。

この改正によりまして、本年度の支給世帯数を単身世帯9世帯、2人世帯6世帯、3人以上世帯8世帯と見込みまして、当初予算との差額分を追加するものでございます。

2は、住居確保給付金支給事業でございます。

予算措置は、3款1項1目社会福祉総務費に、19節扶助費143万6,000円を追加するものでございます。

表の右側、事業内容欄をご覧ください。

国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、令和2年4月から実施しております住居確保給付金の特例措置につきまして、特例措置申請の受け付け期限が本年6月末から8月末まで延長されたこと並びに求職活動要件が緩和されたことに伴いまして、申請者の増加が見込まれますことから追加をするものでございます。改正箇所につきましては、太字二重下線でお示ししましたところでございます。

次に、2の一月当たりの支給上限額及び見込み世帯数をご覧ください。

この改正によりまして、本年度の支給世帯数を単身世帯2世帯、2人世帯2世帯、3人以上世帯2世帯と見込みまして、当初予算との差額分を追加するものでございます。

議案第61号は以上でございます。

議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

○川又照雄議長 ここで、資料配付漏れについて局長より報告があります。局長。

○根本勝則事務局長 議会事務局から申し上げます。諸般の報告におきまして、令和3年度定期監査報告書、令和4年3月、4月、5月の例月現金出納検査の報告書の配付漏れがございました。大変申し訳ございませんでした。

資料につきましては、議事終了後に配付いたしますので、何とぞご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は6月1日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時02分散会